

熊本市農業委員会総会議事録

- 1 日時 平成25年7月8日(月)午後 3時00分 招集
- 1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14階大ホール
- 1 出席委員47名
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 坂田 誠二 | 2番 福原 幸一 | 3番 谷口 憲治 |
| 4番 米村 昌昭 | 5番 牛島 國廣 | 6番 藤岡 照代 |
| 7番 宮本 隆幸 | 8番 林田 智博 | 9番 角居 登 |
| 10番 瀧口 幸司 | 11番 森 日出輝 | 12番 杉本 清和 |
| 13番 村上 義博 | 14番 網田 稔 | 15番 村中 英次 |
| 16番 南 順二 | 17番 角田 一誠 | 18番 嶋村 鎮雄 |
| 19番 春口 豊徳 | 20番 田中 求 | 21番 山口 謙藏 |
| 22番 松村造酒夫 | 23番 梅田 義弘 | 24番 清崎 勝矢 |
| 25番 牛嶋 弘 | 26番 渡辺 智明 | 27番 麻生 隆弘 |
| 28番 園田 操 | 29番 村上 智弘 | 30番 澤田 公俊 |
| 31番 村上 正春 | 32番 橋本 春利 | 33番 馬原 清隆 |
| 34番 一木 文雄 | 35番 上田 守王 | 36番 北口 和皇 |
| 37番 古川 盛康 | 38番 吉田 一幸 | 39番 桝永 築 |
| 40番 西川 秀文 | 41番 成松 道敏 | 43番 杉浦 照雄 |
| 44番 志柿 茂喜 | 45番 内田 康喜 | 47番 藤本 照義 |
| 48番 田上 義則 | 49番 清田 政敏 | |

- 1 欠席委員 2名
- 46番 前田 道弘
- 50番 上田 芳裕

午後3時00分 開会

高橋補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、平成25年度第4回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中47名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき総会が成立しております。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。それでは、会長お願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

きょうはこの総会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

ただいまより平成25年度第4回農業委員会総会を行わせていただきます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなりますが、総会の審議がスムーズに進行できますよう皆様のご協力お願い申し上げます。

高橋補佐

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。それでは、会長よろしくお願いたします。

議長

それでは、議事に入ります前にですが、第3の議事録署名者及び総会書記の指名をいたします。本日の議事録署名者は34番の一木文雄委員と36番の北口和皇委員を、書記に事務局の水上賢崇主任主事を指名いたします。よろしくお願いたします。

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）」から第8号議案「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」まで、8件でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議事に入ります前に、議案の訂正、申請の取り下げなどがあるので、事務局より説明をお願いします。

村上主幹

それでは、議案の取り下げと訂正箇所がございますので、ご説明いたします。

初めに、8ページをお願いします。8ページの39番です。こちら、39番のほうを取り下げられておりましたので、取り下げをお願いします。

次に、17ページになります。17ページの17番から22ページの41番まで、25件になります。こちら、関連案件1件でございます。こちら、こちらも取り下げ願が出されましたので、取り下げをお願いします。17番から41番までが取り下げです。

続きまして、28ページをお願いします。28ページの公社、借り手の1番ですが、こちらは議案から削除ということで、こちら、削除をお願いします。

この1番の削除に伴いまして、26ページの集計表のほうですが、集計表の1番、所有権移転のところですが、26ページの1番、所有権移転の部のところですが、公社（買）となっております譲渡人、譲受人、それから件数の2というのを、全て1に訂正をお願いします。件数の8件を7件に訂正をお願いします。それから、面積の欄ですが、畑の欄、一番上の面積5,330㎡、これが0㎡になります。その右の計の欄が1,203㎡と合計欄の畑が0㎡、それから計の1

万7, 556㎡に訂正をお願いいたします。

訂正の件につきましては、以上です。

議長 それでは、初めに第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、47件でございますが、39番が取り下げ、41番が競売の結果報告、46番が公売の結果報告ですので、審議案件は44件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会による協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

36番 北口和皇委員

1番から3番につきまして地区委員会での協議状況をご報告します。

1、2番は関連でございます、独立就農のため申請地4筆、合わせまして5, 137㎡を賃借されるものでございます。許可後の営農計画といたしましては、米、セリの作付を予定されております。

3番は、使用貸借による経営拡張でございます。現在の経営内容は、米、麦が中心で、申請地におきましては、許可後は米の作付を予定されております。

以上3件、先日の地区委員会での協議結果、いずれも農地法第3条第2号各号に該当しておらず、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま1番から3番まで地元委員による報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

47番 藤本照義委員

4番から15番について、地区委員会の協議状況を報告いたします。

4番、5番、6番は関連で、経営拡張のための農地を取得されるものです。許可後は大豆と芝を作付されます。

7番から10番も関連で、この件も経営拡張のための農地の取得です。許可後は、米、芝のほか、落花生を作付されます。

11番、12番は関連で、親子間での交換です。申請人は親子で、同一世帯で同一農業経営を行っておられます。許可後におきましても、これまで同様に米を作付されます。

13、14番につきましても関連です。経営拡張のために農地を借り受け及び取得されるものです。申請人は、馬23頭を飼育されており、許可後は飼料作物を作付けられる計画です。

最後に15番です。この件も、経営拡張のための農地を取得されるものです。取得後は、米、里芋を作付されます。

以上12件、先日の地区委員会で協議をした結果、いずれも、下限面積、常時従業員、要件、地域の調和なども、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当せず、申請は妥当であるとの結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま4番から15番まで地元委員によるご報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。16番。

37番 古川盛康委員

16番から19番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人は水稲と露地野菜を栽培されている専業農家で、許可後は水稲を栽培される計画です。

17番と18番は関連です。いずれも経営拡張による所有権移転です。譲受人は水稲とミカンを栽培されている専業農家で、許可後は水稲を栽培される計画です。

19番も経営拡張による所有権移転です。譲受人は、現在、農業と漁業をされており、農地にはレンコンを栽培されております。許可後もレンコンを栽培される計画です。

以上4件、先日の地区委員会で協議し、農地法第3条第2項の各号について検討した結果、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま地元委員より16番から19番まで、ご所見ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、20番。

16番 南順二委員

20番から30番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番、21番は関連で、独立就農のための賃貸借の申請です。申請者は、現在、親元で農業に従事されていますが、今後は青年就農給付金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地はミカンを栽培される予定です。

22番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンの専業農家で、申請地にもミカン栽培される予定です。

23番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンの専業農家で、申請地にもミカン栽培される予定です。

24番は、妻へ持ち分の半分を贈与されるものです。申請者はミカンの専業農家で、申請地にもミカン栽培されます。

25番は、年金受給継続のため、同居の後継者へ使用貸借の再設定をされる申請です。許可後も、これまでどおりミカン、露地野菜を栽培されます。

26番も、年金受給のための、同居の後継者へ使用貸借の設定をされる申請です。許可後も、これまでどおりミカン栽培されます。

27番は、独立就農のための所有権移転の申請で、父からの贈与によるものです。申請者は、現在、親元で農業に従事されていますが、今後は独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカン栽培される予定です。

28番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカン栽培される農家で、申請地にもミカン栽培される予定です。

29番、30番も、27番と同様、独立就農のための所有権移転の申請で、両申請とも父からの贈与によるものです。両申請者は、現在、親元で農業に従事されていますが、今後は独立した農業経営を目指されます。申請地には、両名ともミカン栽培される予定です。

以上11件、このうち独立就農の4名には地区委員会へ出席を願い、聞き取り調査を行った上で協議、検討した結果、11件いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま20番から30番まで地元委員の報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、31番。

8番 林田智博委員

31番につきまして、地区委員会の協議内容を報告します。

31番は、おいへの贈与として農地を取得する申請です。譲受人は専業農家で、米と施設園芸のメロンを作付されており、許可後は露地野菜のネギを作られます。

先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま31番につきまして地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次、32番。

28番 園田操委員

32番について、先日の地区委員会での協議を報告いたします。

32番は、貸人が経営移譲年金受給のための、親子間で使用貸借権の設定です。借人は水稻を作付されており、申請地にも水稻を作付される予定です。全農地について耕作されており、周囲との調和も図られていることを確認しております。

先日の地区員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま32番につきまして地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、33番。

20番 田中求委員

33番から38番について、地区委員会での協議状況をご報告します。

33番につきましては、経営移譲年金受給のために使用貸借の再設定をされる申請です。借人は自営業の傍ら、水稻、露地野菜を栽培されている農家で、許可後も水稻と露地野菜を作付される予定です。また、全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認しております。

34番から36番については、関連でありまして、独立就農の申請です。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画、取得機械等を聞き取りいたしました。申請人は親元で手伝いをされていましたが、今回独立され、許可後は水稻とブドウを作付される予定です。

37番につきましては、譲受人が自宅に隣接する農地を耕作しており、耕作の便宜上、農地を取得する申請です。譲受人は、水稻、露地野菜、クリを栽培されている農家で、許可後は露地野菜を作付される予定です。また、全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認しております。

38番につきましては、譲受人が経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、水稻と露地野菜を栽培されている農家で、許可後は露地野菜を作付される予定です。また、全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認しております。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま33番から38番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、40番、お願いします。

23番 梅田義弘委員

40番から47番について、地区委員会での協議状況を報告します。

40番は、経営拡張のため、農地を取得する申請です。今回の申請は、先月の同内容の申請に漏れていたものであります。譲受人は果樹と露地野菜を作っている農家で、許可後は露地野菜を作られる予定です。

41番は、競売の結果報告です。

42番は、農業者年金受給継続のために、使用貸借の再設定をされる申請です。借人は水稻と施設野菜を作っている農家で、許可後も水

稲と施設野菜を作られる予定です。

43番も、農業者年金受給継続のために、使用貸借の再設定をされる申請です。借人は水稲と施設野菜を作っている農家で、許可後も水稲と施設野菜を作られる予定です。

44番は、経営拡張のため、農地を取得する申請です。借人はお勤めの傍ら水稲と施設野菜を作っている農家で、許可後も水稲と施設野菜をつくられる予定です。

45番は、子へ贈与する申請です。譲受人はお勤めの傍ら水稲と施設野菜を作っている農家で、許可後も水稲と施設野菜を作られる予定です。

46番は、公売の結果報告です。

47番は、子へ贈与をする申請です。譲受人はお勤めの傍ら水稲と露地野菜を作っている農家で、許可後も水稲と露地野菜を作られる予定です。

以上8件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま40番から47番について地元委員より報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）、2件でございます。

地元委員報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

44番 志柿茂喜委員

1番、2番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、耕作目的による買受適格証明願です。願出人は、現在2万15㎡を耕作されており、経営内容は、水稲栽培と施設園芸が主であります。今回の競売地には、施設園芸をされる計画です。また、全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認しております。

2番も、耕作目的による買受適格証明願です。願出人は、退職後に新規就農され、現在5,697㎡を耕作し、経営内容は、ミカンと露

地野菜を栽培されておられます。今回の競売地には、米、麦を作付される計画です。願出人は、全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認しております。

以上、先日の地区委員会で慎重に検討した結果、これらの願出人は適格者であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いたします。

議 長 　　ただいま1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であることを決定し、証明書を交付いたします。

なお、願出人が最高価格申出人となられた場合は、農業委員会へ農地法第3条の許可申請書が提出されますが、その内容が、証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可書を交付してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。

続きまして、第3号議案、事業計画変更承認申請でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、願いたします。

47番 藤本照義委員

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

昨年12月5日に、5条の許可を受け、当初計画者が事業の縮小により資材置き場が不要となったため、今回、事業の継承者として、株式会社トラスさんが、申請地を賃借し、当初の転用目的と同じ資材置き場として利用されるものです。

なお、事業変更承認申請にあわせて、農地法第5条の申請が出されています。

先日の地区委員会で現地を確認し、検討した結果、変更後の事業の必要性が認められることから、変更はやむを得ないことと判断いたしました。申請は妥当であることを協議いたしました。ご審議方、よろしく願いたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員による報告がございましたが、何か

ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認ということに決定いたします。

続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請で
ございます。2件でございます。

地元委員の報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委
員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

4 7 番 藤本照義委員

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、帯山4丁目にお住いの申請人が、排水用地への転用をする
ものです。申請地は、農地の広がりや周辺の宅地化率の状況から、第
2種農地と判断され、立地基準の面では問題はないものと判断されま
す。土地利用計画は、東側の建物の屋根から流れ落ちる雨垂れが申請
地に隣接する建て売り住宅の敷地に流れ込むので、それを防ぐために
幅20cmほどの水路を設置され、隣接する県道側溝へ排水されるもの
です。

なお、両側の境界には既にブロックが設置してあり、工事の必要が
なく、費用も発生しません。

先日の地区委員会で現地調査を行い、検討いたしました結果、許可
基準を満たしており、申請は妥当であることの協議の結果でございま
す。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件
について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。

続きまして、2番。

4 4 番 志柿茂喜委員

2番について、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、八分字町の申請人が駐車場を建設される案件です。農地区
分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の農地で、第2種農地と

判断されます。また、集落内開発制度指定地域でもあります。申請地は、主要地方道熊本港線沿いで、交通の利便性がよく、周辺の事業所や住宅からの駐車場としての利用の要望が多いため、選定されたものです。転用面積につきましては、田6筆、合計788㎡、駐車台数22台であるため、妥当と判断いたしました。また、資金計画については、自己資金で賄われる計画です。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水はありません。排水について、汚水及び生活雑排水はなく、雨水は砂利舗装による浸透処理を行い、オーバーフロー分は南側道路側溝へ放流するよう計画されています。周囲の状況は、東、南、北が道路、西が農地で、隣接農地の所有者の同意は得ておられます。工事期間は、平成25年8月1日から平成25年8月15日までの約半月間を予定されております。

以上、先日の地区委員会で現地を確認した結果、これらの案件は立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面からも検討いたしましたところ、いずれも転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま2番につきまして地元委員より報告ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、52件でございますが、17番から41番までの25件が取り下げですので、審議案件は27件でございます。

　　地元委員の報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いいたします。

36番 北口和皇委員

　　1番から3番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

　　1番、2番については関連でございまして、千里殖産株式会社からの建て売り住宅の申請でございます。農地区分は、広がりのない小集団の農地の区域内にあり、周辺の宅地化の状況から、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積2,397.94㎡に建て

売り住宅8棟の建築と、区域内に道路を整備し、利用される計画でございます。資金計画につきましては、全額自己資金で賄われるということで、残高証明書により確認いたしております。ここで、排水計画でございますが、雨水の処理が区域内の道路側溝で集水し、西側水路への放水になっております。しかしながら、この計画について、上流側の土地改良区をはじめ、農区長及び周辺の土地所有者など地元関係者への排水計画に対する被害防除対策の説明が不十分だったため、先月の総会で継続審議となったわけでございます。そのようなことで、去る6月19日、この排水問題について解決を図るために、ただいま申しあげました地元関係者のほか、中央区役所、東区役所、東部土木センター河川課など、市の関係機関にも現地にお集まりをいただいております。その中で、事業計画者から具体的な被害防除対策について、5月8日の立ち会い時に作成を約束していた計画図面を提示した上で説明をお願いしたところでございます。内容といたしましては、排水先である西側の水路に合流しております申請地北側の水路について、開発工事に併せ、浚渫等を行うことにより、排水機能を改善し、隣接農地の冠水を防ぐなど、被害防除対策を講じるというものでございました。排水に対する被害防除対策の問題につきましては、開発業者が行う被害防除対策とは別に、申請地西側の水路につきましても、水路の構造の問題などから、以前より周辺農地の冠水など水問題に悩まされているとお聞きしておりましたので、これを機に、東部土木センターに対しまして、問題解決のために水路改修工事の早期実現など、地区委員会といたしましてもお願いいたしたところでございます。この水路改修工事については、開発業者と東部土木センターとの協議が現地立ち会いだけで、どこまでが東部土木センターが工事をすべきところ、どこからが開発業者がするところということを計画図面での協議を行うようになっておりましたが、いまだ協議結果が出ておりません。被害防除対策の計画図面が、出水地区の土地改良区役員、農区役員へこの計画図面の提示、そして協議ということになっておりましたが、その図面の提示が行われておりませんので、土木センターとの協議、地元農区、土地改良区との協議ということを条件にしたいと思っております。

3番につきましては、申請地を取得し、店舗、具体的には薬局と自宅の併用住宅を建築されるものでございます。農地区分につきましては、おおむね10haを超える一団の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断され、原則許可できないわけでございますが、申請地が集落に接続しており、かつ住宅建築を目的としたものでございますので、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地の選定理由といたしましては、申請地周辺に競合する薬局、大型ドラッグストアがないことから選定されたものでございます。土地利用計画は、申請地に店舗併用住宅1棟の建築と、一部を来客用駐車場として利用

される計画となっております。工事完了は、来年2月28日を予定されております。建築費、土地の取得費など必要な資金につきましては、全て融資により賄われる計画でございます。その見込みにつきましては、融資証明書で確認済みでございます。排水計画は、汚水は敷地内に浸透柵を設置して地下浸透処理をされ、オーバーフロー分は道路側溝へ放流されます。また、汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽により処理後、同じく道路側溝へ放流される計画でございます。周囲の状況といたしまして、南側が農地と隣接しておりますが、土砂の流出などの被害防除対策として、境界にブロックを設置される計画で、地権者から同意も得られております。

以上、1番から3番につきまして、地区委員会で協議をいたしまして、1番、2番は東部土木センター出水農区・土地改良区役員の被害防除計画図面の提示、協議を条件とし、3番は許可基準を満たしているものと判断し、申請は妥当であるとの協議結果でございます。審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま地元委員より詳しく説明がありましたが、これについて何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業委員会へ諮問することといたします。

　　なお、1番、2番については、報告のとおり、条件つきといたします。

　　続きまして、4番。

47番 藤本照義委員

4番から9番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番につきましては、先ほど事業計画変更の承認申請で承認していただきました株式会社トラスさんからの資材置き場の申請です。農地区分は、農地の広がりや周辺の宅地化の状況から、第2種農地と判断され、立地基準の面では問題はないものと判断されます。土地利用計画といたしましては、申請面積701㎡を資材置き場、一部を重機置き場として利用される計画です。転用面積につきましては、適正な面積と判断します。資金は、融資により賄われるということで、融資証明書により確認しております。排水計画は、雨水のみで、自然地下浸透処理で行い、オーバーフロー分は南側の側溝へ放流される計画です。工事完了予定は、平成25年8月30日で、許可後は速やかに工事に着手され、完了後は目的どおりに利用されるものと判断いたします。

周囲の状況といたしまして、西側が農地に接しておりますが、所有者との調整が済み、同意も得られております。

5番につきましては、株式会社リースのカタコウさんからの申請の賃借権による駐車場への転用です。農地区分は、農地の広がりや周辺の宅地化の状況から、第2種農地と判断され、立地基準面では問題はありません。土地利用計画といたしましては、申請面積660㎡に18台分の従業員の駐車場を整えまして、適正な面積と判断いたします。資金は、自己資金により賄われるということで、残高証明書により確認しております。排水計画は、雨水のみで、自然地下浸透処理で行い、オーバーフロー分は公衆用道路から市道側溝へ放流される計画でございます。工事完了予定は、平成25年8月30日で、許可後は速やかに工事着手され、完了後は目的どおり利用されるものと判断いたします。周囲の状況といたしましては、南側が農地に隣接しておりますが、支障がないようにブロックを設置し、被害防除をされる計画で所有者の方から同意を得られております。

6番につきましては、有限会社宮建さんからの申請です。所有者移転による資材置き場への転用です。農地区分は、農地の広がりや周辺の宅地化の状況から、第2種農地と判断され、立地基準の面では問題はないと判断いたします。土地利用計画といたしましては、申請面積は296㎡に砕石機、砂等の資材置き場及び従業員の駐車場として利用される計画で、転用面積につきましては、適正な面積と判断いたしました。資金は、自己資金により賄われます。残高証明書により確認しております。排水計画は、雨水のみで、自然浸透処理で行い、オーバーフロー分は南側側溝へ放流される計画です。工事完了予定は、平成25年9月30日で、許可後は速やかに工事着手され、完了後は目的どおり利用されるものと判断いたします。周囲の状況といたしましては、東側が農地と隣接しておりますが、支障がないようにブロックを設置し被害の防除策をされている計画で、所有者からの同意も得られています。

7番につきましては、丸昭建設株式会社さんからの賃借権による設定の資材置き場の転用です。農地区分は、農地の広がりや周辺の宅地化の状況から、第2種農地と判断され、立地基準面では問題はないと判断いたします。土地利用計画といたしましては、申請面積231㎡を建築資材置き場及び建築廃材の仮置き場にされる計画で、転用面積につきましては適正な面積と判断いたします。工事は全て自社施工で行われる計画ですので、資金は必要ありません。排水計画は、雨水のみで、自然地下浸透処理で行い、オーバーフロー分は市道路側溝へ放流される計画です。工事完了予定は、平成25年9月30日で、許可後は速やかに工事に着手され、完了後は目的どおり利用されるものと判断いたします。周囲の状況といたしまして、東側が農地と隣接して

おりますが、賃貸人の所有地です。

8番は、申請人は親子で使用貸借によりお子さんの個人の住宅を建築されるものです。農地区分は、農地の広がりと同周辺の宅地化の状況から、第2種農地と判断いたします。申請地は、集落内開発制度指定区域内に位置しており、生活環境に恵まれていることから、選定されたということです。土地利用計画は、平家建てで、住宅1棟を計画されております。建築資金は、自己資金と融資により賄われる計画で、残高証明書及び融資証明書で確認しております。排水計画につきましては、雨水は溜枿を経由させて南側市道側溝へ、汚水、生活雑排水は、合併浄化槽で処理後、同じく南側の側溝へ放流されます。工事完了予定は、平成25年9月30日で、許可後は速やかに工事に着手され、完了後は目的どおり利用されるものと判断いたします。開発許可が必要になりますが、同時に手続中であることを確認しております。

最後に9番です。申請は、社会福祉法人託麻会へ所有権移転による駐車場及び道路への転用です。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、既存施設の「朋曉苑」の拡張であり、申請に係る施設の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外に該当するものと判断され、立地基準は問題ないものと判断いたします。土地利用計画は、申請面積3,314㎡を、職員及び施設出入り車両用駐車場、合わせて87台分、または一部を公道からの進入用道路として利用される計画です。転用面積につきましては、適正な面積と判断します。資金は、自己資金により賄われますことで、残高証明書により確認しております。排水計画は、雨水などで、自然地下浸透処理で行い、オーバーフロー分は北側水路に放流される計画です。工事完了予定は、平成25年8月31日で、許可後は速やかに工事に着手され、完了後は目的どおり利用されるものと判断いたします。周囲の状況といたしましては、東側が農地と隣接しておりますが、所有者との調整は済み、同意は得られているとのことです。

以上6件、先日の地区委員会での現地調査を行い、検討しました。いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であることの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま4番から9番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業委員会へ諮問することといたします。

続きまして、10番。

37番 古川盛康委員

10番から14番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、個人住宅建築のための所有権移転で、持ち分移転の申請です。申請人は、現在、借家住まいで、子供の成長に伴い手狭となったため、住宅建築を計画されました。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で、2種農地と判断しました。排水計画は、雨水につきましては、浸透枡を設置し、オーバーフロー分は北側水路へ接続放流、汚水並びに雑排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、北側水路へ接続放流される計画です。資金計画は、全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周辺の状況は、西側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

11番、12番は、関連で、建て売り住宅による所有権移転の申請です。申請人の株式会社九建ホームは建築業を営む会社で、利用計画は、敷地面積合わせて638㎡に2棟の住宅を建築される計画です。農地区分は、集落内開発制度指定区域内に位置し、10ha未満の小集団の農地で、隣接の道路には上下水道が埋設され、近隣には学校と病院が複数あることから、3種農地と判断しました。排水計画は、雨水については、集水枡を設置し、オーバーフロー分は北側水路へ接続放流、汚水、雑排水については、南側県道に埋設されている公共下水道へ接続放流される計画です。資金計画は、全て自己資金で賄われ、残高証明で確認済みです。周辺の状況は、東側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

13番は、農家住宅建築による使用貸借権の設定です。申請人は、現在、借家住まいで、父親が高齢となり、農業経営を引き継ぐため、父親が所有する申請地に住宅の新築を計画されました。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で、2種農地と判断しました。排水計画は、雨水については、集水枡を設置し、オーバーフロー分は南側水路へ接続放流、汚水、雑排水につきましては、南側市道の公共下水道へ接続放流される計画です。資金計画は、全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周辺の状況は、東側と北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。

14番は、建て売り住宅による所有権移転の申請です。申請人は、11番、12番と同じ株式会社九建ホームです。利用計画は、1,589㎡の敷地に6棟の住宅を建築される計画です。農地区分は、集落内開発制度指定区域内に位置し、10ha未満の小集団の農地で、隣

接の道路には上下水道が埋設され、近隣には学校と病院が複数あることから、3種農地と判断しました。排水計画は、雨水については、敷地内の通路に側溝を設け、西側市道側溝へ接続放流、汚水、雑排水については、敷地内に污水管を設け、西側市道の公共下水道へ接続放流、また、6棟のうち1棟については直接、西側公共下水道へ接続放流される計画です。資金計画は、自己資金で賄われ、残高証明で確認済みです。周辺の状況は、北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。開発許可が条件となりますが、同時に手続中であることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま地元委員より10番から14番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きます、15番。

16番 南順二委員

15番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

15番は、西区河内町で飲食店を営んでおられる申請者が、施設の老朽化のため、店舗を移転建築されるものです。土地の選定理由として、申請地は、父所有の土地のため、金銭的な負担が少なく、現在の店舗の道向かいで、顧客にも迷惑をかけない場所であるため、選定されました。また、申請地には、飲食店の駐車場として無断転用していたため、申請人より、無断転用について深く反省、謝罪し、今後は農地法を守る旨の始末書が提出されております。農地区分は、中山間地の広がりのない農地であり、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、店舗平家建て1棟60㎡の建築と、駐車場6台分です。資金は全て融資により調達予定で、融資証明により確認しております。周囲の状況は、北側と東側が畑、西側、南側が道路となっており、農地については地権者からの同意がとられています。排水計画は、雨水は、地下浸透され、オーバーフロー分は東側水路に放流、生活雑排水、汚水は、合併浄化槽で処理後、東側水路に放流予定で、農区長の同意は得てあります。工事期間は、許可後、速やかに着工され、約4カ月間

を予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い、検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、16番。

4 4 番 志柿茂喜委員

16番について、先日の地区委員会で協議状況を報告します。

16番は、宇城市松橋町の申請人が、個人住宅建設のため、所有権移転される申請です。農地区分は、10ha以上の一団の区域にあり、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当すると認められることから、不許可の例外事由に該当すると判断いたしました。また、農地を分断する転用ではありません。申請地は、国道、県道に近くて交通の便がよく、集落内開発制度指定区域内にある住環境に恵まれた土地であり、申請人の住む借家が子供の成長により手狭になってきたため、個人住宅用地として選定されたものです。転用面積につきましては、畑の1筆430㎡、木造2階建て1棟であるため、妥当と判断しました。他の法令に関する許可については、開発許可が必要になりますが、事前審査の申請をされています。資金計画については、金融機関の融資によりなされる計画で、融資証明により確認しております。また、被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られていることを確認しております。給水計画は、地下水より給水、排水について、雨水は、地下浸透させ、オーバーフロー分は南側水路へ放流、汚水及び生活雑排水は、合併浄化槽で処理後、南側水路へ放流するよう計画されています。周囲の状況は、北が道路、西が宅地、南が水路で、隣接する農地はありません。工事期間は、許可日から平成26年3月31日までの約8カ月間を予定されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地を確認した結果、これらの案件は、立地条件の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地の影響な

ど一般基準の面から検討いたしましたところ、16番案件は、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま16番について地元委員による報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

また、17番から41番までは、取り下げ願が出でおります。

続きまして、42番です。

34番 一木文雄委員

42番から49番までします。

42番につきましては、申請人が賃借権を設定し、個人住宅を建設されるものです。申請人は現在、借家住まいをされており、実家のすぐ隣に住宅建設を予定地として選定されました。農地区分は、住宅街に囲まれた生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を担う額の資金証明書が提出されることを確認しています。取水計画については、上水道により供給予定です。排水計画については、雨水処理は、宅地内の自然浸透され、オーバーフロー分は宅地内集水口を設置し、市側溝へ接続放流します。生活雑排水、汚水は、合併浄化槽にて処理し、市道側溝へ放流する計画がされています。周囲の現状については、住宅街に囲まれています。周囲に空洞ブロックを設置し土砂流出、日照等に影響しないよう対策が図られることを確認しています。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、事前調査、書類提出物を確認しており、添付書類は、資金計画、資金証明、排水同意書が得られており、工事期間は、8月1日から来年の1月30日までの間、予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しています。

43番につきましては、申請人が個人住宅を建設する転用申請です。申請人は、現在、借家住まいで、通勤や生活面で便宜性のよい実家近くを探されたところ、この土地の建設を検討されました。農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断しました。資金については、計画を担う額の資金証明が提出されていることを確認しています。給水計画については、

上下水道より給水予定です。排水計画は、雨水処理は地下浸透とし、オーバーフロー分は、宅地内集水口を設置し、市側溝へ接続放流します。生活雑排水、汚水は、合併浄化槽を設置し、処理後は市道側溝へ放流する。周囲は、東のみ隣接地はありますが、土砂流出、日照等の影響がないよう対策が図られることを確認しています。また、転用許可以外に開発許可が必要となりますが、事前調査での書類提出を確認しております。添付書類は、資金計画、資金証明、残高証明、排水同意が得られており、工事期間は、9月1日から来年の2月28日までの半年間を予定されております。許可後は速やかに目的どおり転用されることにしています。

44番と45番は関連しており、44番と45番の申請人が、個人住宅兼戸建ての建設と資材置き場の転用申請です。2件の申請地には接続する農地があり、申請人が建設業をされており、現在、借家住まいであり、環境面、経済面を検討されたところ、当地を選定されました。農地区分につきましては、10ha以上の農地などの広がりはなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積については、44番の申請地に個人住宅、45番の申請地に資材置き場でありまして、設置計画等が妥当な面積だと判断されます。転用許可以外に開発許可が必要となりますが、事前調査、書類提出を確認しております。周辺の現状、西側に隣接農地がありますが、周囲に空洞ブロックを設置し、土砂流出、日照等に影響がないよう対策を図られていることを確認しています。給水は、上水道給水です。雨水は地下浸透させ、オーバーフロー分は市道側溝へ放流します。生活雑排水、汚水は、合併浄化槽を設置し、処理後は市道側溝へ放流する計画をされており、排水同意書が提出されております。資金計画については、金融機関からの融資証明を確認しており、工事期間は、8月10日から来年の1月30日までの予定をされており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

46番につきましては、申請人が個人住宅を建設する転用申請です。申請人は現在、借家住まいで、宅地として生活環境及び生活空間、利便性にすぐれた良好な当地に建築を検討されました。農地区分につきましては、10haの農地の広がりはなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正なる面積ではないかと判断しました。資金については、計画を担う額の資金証明が提出されることを確認しております。給水は、ボーリングにより、地下水を利用し、排水計画については、雨水処理は地下に浸透させ、オーバーフロー分は吸込槽で処理し、生活雑排水、汚水は、合併浄化槽を設置し、処理後、市設排水管へ放流する計画になっております。周囲は、南北と西側に隣接農地がありますが、土砂の流出、日照等の影響はないように対策をとられていることを確認しております。また、

転用許可以外に開発許可が必要になりますが、現在、市開発景観課によって事前手続中であることを確認しております。工事は、8月1日から12月30日までの期間に設定されております。許可後は、速やかに目的どおり転用されることを確認しています。

47番につきましては、申請人が住宅地を建設する転用申請です。申請人は現在、借家住まいで、住宅地として交通の利便性にすぐれた良好な当土地の建設を検討されました。農地区分としては、10ha以上の農地の広がりはなく、生産性の低い2種農地と判断します。転用面積が妥当であるかについては、適当な面積ではないかと判断しました。資金計画を担う額の資金証明が提出されることを確認しております。給水は、合意により、地下水を利用され、排水計画については、雨水処理は地下浸透し、オーバーフロー分は宅地内集水口を設置し、市道側側溝へ放流します。生活雑排水、汚水は、合併浄化槽を設置し、処理後は市道側溝へ放流するよう計画されております。周囲には、北側に隣接農地がありますが、周囲に空洞ブロックを設置し、土砂流出、日照等に影響がないよう対策を図られることを確認しています。また、転用許可以外に開発許可が必要ですが、現在、市開発景観課によって、事前に手続中であることを確認しています。添付書類は、資金計画、資金証明、残高証明、排水同意についてとられております。工事期間は、8月1日から12月30日までの期間を予定されており、許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しています。

48番につきましては、申請人が個人住宅を建設する転用申請です。申請人は現在、実家に同居されていますが、子供が増えたため手狭になったため、近くて便利な実家の隣に建築を検討されました。農地区分につきましては、10ha以上の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断しました。資金については、計画を担う額の資金証明が提出されていることを確認しております。給水は、合意により、地下水を利用されます。排水計画については、雨水処理は地下浸透し、オーバーフロー分は排水柵により浸透処理し、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を設置し、処理後は排水口によって浸透するように計画されております。周囲は、西側のみ隣接ですが、土砂流出、日照等に影響がないように図られていることを確認しています。また、転用以外に開発許可が必要になりますが、事前調査書類を確認されており、工事期間は、8月5日から2月28日までの期間を予定されている。許可後は、速やかに目的どおり転用されることを確認しています。

49番につきましては、申請人が個人住宅を建設する申請です。申請人は現在、借家住まいで、今回、実家近くにある祖父の土地で建設を検討され、農地区分につきましては、住宅街に囲まれた生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適

正な面積ではないかと判断しました。資金については、計画を担う額の資金証明が提出されることを確認しています。給水は、合意により、地下水を利用します。排水計画については、雨水処理は地下浸透し、オーバーフロー分は市側溝へ接続放流します。生活雑排水、汚水は下水道に接続し、放流する計画にされております。周囲は、隣接する農地はありませんが、周囲には擁壁を施工し、土砂流出、日照等に影響が出ないような対策を図られることを確認しています。転用許可以外の開発許可が必要となりますが、事前調査書類提出を確認しております。添付書類は、資金計画、資金証明、排水同意が得られております。工事期間は、8月31日から3月21日までの期間を予定されております。許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しています。

以上8件、先日の地区委員会で検討した結果を含め、現地を確認し、検討した結果、転用基準、許可基準を満たしたものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、42番から49番まで地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。農業委員会へ諮問することといたします。
　　続きまして、50番。

17番 角田一誠委員

50番から52番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

50番は、太陽光発電設置の申請です。貸人は農地の管理に困っておられ、有効利用を検討されたところ、環境に優しい太陽光発電に関する事業を行う法人を新たに起こされ、今回の計画をされました。資金につきましては、計画を賄う額の資金証明書が提出されております。農地区分につきましては、農地の広がり小さい小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、北側が道路、東側と南側は貸人の山林と雑種地、西側は農地ですが、隣接所有者の同意はあります。転用面積につきまして、太陽光発電設備として、適切な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきまして、集水口を周りに設置され、ため池に放流される計画で、地元の農区長等の同意もとられております。工事期間は、7月20日から12月10日までの5カ月間の予定です。許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

51番は、駐車場の申請です。譲受人は、申請人の道路を挟んだ場所で温泉を営んでいる有限会社の代表取締役であります。この温泉は地元の住民が昔から利用されていますが、最近では地元以外からの客がふえ、もともと広くない駐車場がいっぱいになったので、車で来る地元の高齢者の方が駐車できない状況が続いております。また、敷地内にある物産館を拡張する計画があります。ますます駐車場の確保の必要性が出たので、今回の申請となりました。譲受人が取得された後、有限会社と賃貸契約をされます。農地区分につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、1種農地と判断します。1種農地は原則不許可であります。本件は、農地法施行規則第33条第4号の集落に接続して設置されているものに妥当すると考えられます。よって、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。現地の周囲は、北側と西側が県道、南側が水路、東側は農地と接していますが、隣接する所有者の同意は得てあります。転用面積については、普通車50台とマイクロバス5台の駐車場として適切な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透する計画で、オーバーフロー分は県道側溝へ放流されます。工事期間は、8月1日から10月31日の3カ月間の予定です。許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

52番は、太陽光発電の申請です。借人は会社勤めで、農業に従事する期間がなく、母親である貸人所有の申請地の有効利用を検討され、環境に優しい太陽光発電を計画されました。資金につきましては、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり小規模であるため、第2種農地と判断されます。農地の周囲は、東側が住宅、北側が農地、西側と南側は道路を挟んで農地ですが、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積については、太陽光発電設備として適切な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、敷地内に集水口を設置され、水路に接続、放流される計画で、地元の農区長の同意は得てあります。工事期間は、7月25日から来年2月28日までの8カ月間の予定です。許可後、速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上3件、先日の農地委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地の影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしているものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま地元委員より、50番から52番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することにいたします。

続きまして、第6号議案、土地改良法第3条による資格証明願、4件でございます。

地元委員の報告にあたりましては、参加資格について実地協議会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番。

36番 北口和皇委員

1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

熊本市長から県営画図東部地区土地改良事業の施行承認申請のため、土地改良法第3条の規定による資格証明願が提出されたものでございます。事業の内容といたしましては、現在整備中の画図南部排水機場とあわせて実施される排水路の整備工事でございます。今回、事業の施行申請にあたり、受益地126.6haの地区内にある農地について、土地改良法第3条に規定する方たち15名の証明願が提出されたものでございます。

なお、今回の対象者は15名でございますが、本事業についての資格証明につきましては、本年5月の総会審議により、245名に対する証明を行っております。先日の地区委員会におきまして、この15名について確認いたしましたところ、全員の方が土地改良法第3条に規定する資格者であることが確認できました。よって、証明については何ら問題ないものと判断いたします。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま1番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、2番。

37番 古川盛康委員

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、西区沖新町地内での県営甲畠口地区土地改良事業の参加資格の証明願です。先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加者名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きますして、3番。

4 4 番 志柿茂喜委員

3番、4番について、地区委員会での協議状況を報告します。

3番は、南区畠口町地内での県営甲畠口地区土地改良事業に伴う参加資格の証明願い出です。先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加者申し出者の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認されております。

4番は、南区畠口町及び西区沖新町地内での県営甲畠口地区土地改良事業に伴う参加資格の証明願い出です。先日の地区委員会におきまして、受益地及び参加申し出者の同意名簿を確認し、全員参加資格者であると地区委員会で承認されております。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することにいたします。

　　続きますして、第7号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

北嶋係長 　　第7号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(4号)について、ご説明いたします。

　　初めに、所有権移転ですが、明細29ページの1番は削除になりまして、2番から30ページの8番までの合計7件でございます。2番が公社への売り渡し、3番から4番が公社からの買い取り、5番から8番が相対による売買です。面積は、7件合わせまして、田のみの1万7,556㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

　　次に、利用権設定の新規設定分です。明細30ページの9番から39ページの21番までで、貸し手13名、借り手10名の件数13件

です。契約期間別では、6年未満が6件、6年以上10年未満が1件、10年以上が6件で、面積は、13件合わせまして、田8万3,667㎡、畑2万6,622㎡の、合計11万289㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、施設野菜及び果樹です。

次に、再設定分です。明細39ページの22番から42ページの30番までで、貸し手8名、借り手10名の件数9件です。契約期間別では、6年未満が8件、10年以上が1件です。面積は、9件合わせまして、田3万528㎡、畑2万2,483㎡の合計5万3,011㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、施設野菜、果樹、大豆及び麦です。

次に、利用権移転です。明細42ページの31番から45ページの41番までで、譲渡人2名、譲受人2名の件数11件です。契約期間別では、6年未満7件、6年以上10年未満4件で、面積は、11件合わせまして、田2万460㎡、畑406㎡の、合計2万866㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻です。

次に、農地所有者代理事業です。こちらは、明細45ページの42番から46ページの45番までで、貸し手3名、借り手3名の、件数4件になります。契約期間別では、全て10年以上で、面積は、4件合わせまして、畑のみの1万1,000㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は果樹です。

最後に、農地利用集積円滑化団体による借り上げと転貸しです。明細46ページの46番から48ページの50番までが、熊本市農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合による借り上げ5件で、明細48ページの51番から49ページの55番が、借り上げた農地の転貸し5件です。契約期間は、6年未満2件、6年以上10年未満3件で、面積は、5件合わせまして、田1万7,951㎡、畑1,563㎡の合計1万9,514㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻及び大豆です。

以上、2番から55番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第7号議案の説明につきましては、以上です。

議 長

ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に適合しているとのこととございます。この件について、何かご意見ございません

か。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。

地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など、調査の結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

45番 内田康喜委員

1番、2番について、地区委員会での協議内容についてご報告します。

1番は、北区楡木にお住いの願出人により、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。地区委員が願い出の農地について、現地の確認をいたしました。農地として適正な耕作管理が行われておりました。

2番は、北区西梶尾町にお住いの願出人により、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。地区委員が願い出の農地3筆について現地の確認をいたしました。いずれも農地として適正な耕作管理が行われておりました。

以上2件、先日の地区委員会において検討、協議した結果、証明については何ら問題はないものと協議の結果でした。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 ただいま1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、次第5、「その他」について、事務局から、本日は提起ございませんか。

何もないようでしたら、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本日の総会において議決されました案件については、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規

定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって、本総会において決議された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたします。

高橋補佐 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時35分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成25年7月8日

会 長 森 日出森輝

署名委員 一木 文雄

署名委員 北口 和皇

書 記 水上 賢崇